

1 制限措置

整理 番号	漁業 種類	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	船舶の 総トン数	推進 機関 の馬 力数	操業 区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継 続	承 継
1	小型機船底び き網手繰第一 種(小手繰網)	1	5トン 未満		別記 1	1 月 1 日から 9 月 30 日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する 者のうち、小型機船底びき網手繰第二種(餌 びき網)の許可を有しない者	○	○
2	小型機船底び き網手繰第二 種(えびこぎ 網)	1	5トン 未満		別記 1	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する 者のうち、小型機船底びき網手繰第二種(餌 びき網)の許可を有しない者	○	○
3	小型機船底び き網手繰第三 種(桁網)	定めなし	5トン 未満		山口県 内海	11 月 10 日から 翌年 4 月 19 日まで	山口県瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者		○
4	小型機船底び き網手繰第三 種(貝桁網)	1	5トン 未満		別記 2	12 月 7 日から 翌年 4 月 19 日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町 及び玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者	○	○

整理 番号	漁業 種類	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	船舶の 総トン数	推進 機関 の馬 力数	操業 区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継 続	承 継
5	きず流刺し網	1	5トン 未満	定 め なし	山口県 内海	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	山口県柳井市(旧玖珂郡大島町に限る)、岩 国市及び大島郡周防大島町(旧大島郡橘町 安下庄及び旧大島郡大島町除く)、玖珂郡和 木町に漁業根拠地を有する者	○	○
6	さより刺し網	1	5トン 未満	定 め なし	別記 3	8 月 10 日から 10 月 9 日まで	山口県岩国市(同市通津、旧玖珂郡由宇町、 柱島除く)に漁業根拠地を有する者	○	○
7	雑魚かご	1	5トン 未満	定 め なし	別記 4	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、 同郡上関町に漁業根拠地を有する者	○	○

整理 番号	漁業 種類	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	船舶の 総トン数	推進 機関 の馬 力数	操業 区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継 続	承 継
8	雑魚かご	1	5トン 未満	定 め なし	別記 2	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	山口県柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、 玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のう ち、令和8年2月末時点における柳井農林水 産事務所制限措置 No.91(雑魚かご)の許可 を有しない者	○	○
9	たい、はも、 あなごはえ縄	1	5トン 未満	定 め なし	山口県 内海	8 月 1 日から 翌年 7 月 31 日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する 者	○	○
10	雑かご	1	5トン 未満	定 め なし	別記 5	4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	山口県山口市秋穂東(旧大海村の区域に限 る。)、山口県防府市(大字台道及び大字西 浦に限る。)に漁業根拠地を有する者のうち、 関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
11	雑かご	1	5トン 未満	定 め なし	別記 6	4 月 1 日から 翌年 3 月 31 日まで	山口県山口市(秋穂西及び秋穂東に限る。) に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共 同漁業権者の同意を得た者	○	○

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・ 整理番号 1 から 2、4 から 8 に係るもの
令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 9 月 10 日まで（14 日間）
- ・ 整理番号 3 に係るもの
令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 9 月 27 日まで（一月）
- ・ 整理番号 9 から 11 に係るもの
令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで（一月）

3 許可の有効期間

- ・ 整理番号 1 から 2、4 から 11 に係るもの
許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とする。
- ・ 整理番号 3 に係るもの
令和 8 年 11 月 10 日から令和 9 年 11 月 9 日まで。

※ 小型機船底びき網漁業の「推進機関の馬力数」は、令和 2 年 11 月 16 日付農林水産省告示第 2230 号「漁業の許可及び取締り等に関する省令第 71 条第 4 号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件」において、瀬戸内海において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は 48 キロワット（15 馬力）と定められている。

【別記１】（整理番号１・２ 小型機船底びき網漁業手繰第一・二種）

次のアからタまでの点を順次結んだ線、下関市彦島太郎ヶ瀬鼻突端と同市伊崎町二丁目根岳ノ岬西端に設置した標識とを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

A 下関市彦島旧大山ノ鼻灯台跡（日本測地系：北緯３３度５４分４０．１９秒 東経１３０度５４分１９．４２秒、世界測地系：北緯３３度５４分５１．９秒 東経１３０度５４分１０．８秒）

B 福岡県北九州市門司区松原３丁目村中川河口左岸から護岸沿いに西方へ２３１．３５メートルの点

C 下関市彦島西山町１丁目彦島精錬株式会社埋立地護岸南西角から護岸沿いに東へ３０メートルの点に設置した標柱

D 福岡県北九州市小倉北区西港町１２０番地日明埋立護岸南東角から護岸沿いに北西へ２６０メートルの点に設置した標識

E 下関市竹ノ子島北端に設置した標柱

F 下関市六連島東端

ア 下関市彦島福浦防波堤基部（日本測地系：北緯３３度５５分６．９秒 東経１３０度５４分５．８秒、世界測地系：北緯３３度５５分１８．６秒 東経１３０度５３分５７．２秒）

イ AとBとを結んだ線上Aから１，３６０メートルの点とウの点を結んだ線と、アの点から１６６度の線との交点

ウ CとDとを結んだ線上Cから１，５８５メートルの点

エ 下関市旧笠瀬灯浮標（日本測地系：北緯３３度５５分４８秒 東経１３０度５２分４８秒、世界測地系：北緯３３度５６分０秒 東経１３０度５２分３９秒）

オ 下関市旧船瀬灯浮標（日本測地系：北緯３３度５６分１５秒 東経１３０度５２分０４秒、世界測地系：北緯３３度５６分２７秒 東経１３０度５１分５５秒）

カ キの点とEとを結んだ線とFとオの点とを結んだ線との交点

キ 下関市六連島と福岡県北九州市小倉北区馬島との最大高潮時における海峡最短距離の中央点

ク 下関市六連島北頂上と福岡県北九州市小倉北区馬島北頂上とを結んだ線上最大高潮時海面における中央点

ケ 下関市六連島平岩（日本測地系：北緯３３度５８分２４．６秒 東経１３０度５１分４５．８秒、世界測地系：北緯３３度５８分３６．３秒 東経１３０度５１分３７．２秒）から２７２度５３分５００メートルの点

コ 下関市蓋井島灯台基部と同市六連島灯台基部とを結んだ線（以下「M線という。」）とケの点と同市永田本町四丁目１１９．３高地とを結んだ線との交点

サ M線と旧２号灯浮標（日本測地系北緯３４度２分２６秒 東経１３０度４８分５秒、世界測地系：北緯３４度２分３７．７秒 東経１３０度４７分５６．５秒、以下「旧２号灯浮標」という。）と旧４号灯浮標（日本測地系：北緯３３度５９分１６秒 東経１３０度５２分３６秒、世界測地系：北緯３３度５９分２７．７秒 東経１３０度５２分２７．４秒）とを結んだ線との交点

シ 旧２号灯浮標

ス セと福岡県宗像市鐘ノ岬とを結んだ線とシと福岡県宗像市沖ノ島東端とを結んだ線との交点

- セ 下関市角島灯台基部と福岡県遠賀郡芦屋町狩尾岬突端（日本測地系：北緯33度 54分45.1秒 東経130度39分54.4秒、世界測地系：北緯33度54分 56.9秒 東経130度39分45.9秒）とを結んだ線とソから270度の線との交点
- ソ 下関市蓋井島威瀬頂上
- タ 下関市大字吉母毘沙ノ鼻西端

【別記2】（整理番号4 小型機船底びき網手繰第三種（貝桁網）、整理番号8 雑魚かご）

（共第137号共同漁業権区域）

次のA、イ、ロ、B、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、I'、ソ、L'、M'、N'、O'の各点を順次結んだ線（M'とN'とを結ぶ線は、小瀬川の中央線とする。）、P'とQ'とを結んだ線、R'とS'とを結んだ線、T'とU'とを結んだ線及びV'とW'とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のX'、ツ、ネ、Y'の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）（※共第137号共同漁業権区域内）

基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点

- B 柳井市ハンドウ島西端
- C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- D 柳井市平郡島蛇の池西側角
- E 熊毛郡上関町横島南端
- F 柳井市平郡島櫛崎南端
- G 柳井市掛津島松節鼻東端
- H 柳井市平郡島盛鼻北東端
- I 熊毛郡上関町八島南端
- J 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上
- K 大島郡周防大島町沖家室島西端
- L 愛媛県大洲市青島南西端
- M 大島郡周防大島町上荷内島南端
- N 大島郡周防大島町沖家室島南端
- O 大島郡周防大島町大字戸田大波崎南端
- P 大島郡周防大島町立島南西端
- Q 大島郡周防大島町小水無瀬島こぶ岩頂上
- R 大島郡周防大島町沖家室島石の上鼻南東端
- S 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標
- T 大島郡周防大島町笹島東端
- U 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻東端
- V 愛媛県松山市由利島西端
- W 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南東端
- X 大島郡周防大島町大字油宇大鼻南端
- Y 大島郡周防大島町大字地家室牛ヶ首南東端
- Z 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南端
- A' 愛媛県松山市二神島南西端
- B' 愛媛県松山市怒和島アカヅワ崎西端
- C' 岩国市柱島新宮鼻東端
- D' 愛媛県松山市二神島クヅレ岩鼻北西端
- E' 大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻北東端
- F' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻北西端
- G' 広島県大竹市安芸白石灯標
- H' 愛媛県松山市竹の子島頂上

- I' 岩国市由宇町甲島頂上
- J' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻南端
- K' 広島県大竹市玖波 3 5 6 高地
- L' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第 2 標石
- M' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第 1 標石
- N' 玖珂郡和木町大和橋の中央点
- O' 玖珂郡和木町大和橋の右岸下流端
- P' 柳井市伊保庄旧旭橋右岸下流端
- Q' 柳井市南浜 3 丁目旧旭橋左岸下流端
- R' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋右岸下流端
- S' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋左岸下流端
- T' 岩国市門前川堰堤右岸下流端に設置した標識
- U' 岩国市門前川堰堤左岸下流端に設置した標識
- V' 岩国市今津川堰堤右岸下流端に設置した標識
- W' 岩国市今津川堰堤左岸下流端に設置した標識
- X' 柳井市阿月鍋割鼻に設置した標識
- Y' 柳井市阿月池の浦水窪東端
- 点イ A と B とを結んだ線と C と D とを結んだ線との交点
- ロ E と F とを結んだ線の中央点
- ハ G から H を見通した線と I と J とを結んだ線との交点
- ニ G と L とを結んだ線と H と K とを結んだ線との交点
- ホ O と J とを結んだ線と M と N とを結んだ線との交点
- へ M と N とを結んだ線と P と Q とを結んだ線との交点
- ト P と Q とを結んだ線と R から S を見通した線との交点
- チ G と L とを結んだ線と I と J とを結んだ線との交点
- リ G と L とを結んだ線と T から U を見通した線との交点
- ヌ R と V とを結んだ線と J と W とを結んだ線との交点
- ル R と V とを結んだ線と U と X とを結んだ線との交点
- ヲ U と X とを結んだ線と Y と Z とを結んだ線との交点
- ワ W と A' とを結んだ線の中央点
- カ J と B' とを結んだ線と C' と D' とを結んだ線との交点
- ヨ C' と D' とを結んだ線と E' と F' とを結んだ線との交点
- タ E' と F' とを結んだ線と G' と H' とを結んだ線との交点
- レ G' と H' とを結んだ線と I' と J' とを結んだ線との交点
- ソ I' と K' とを結んだ線と M' から L' を見通した線との交点
- ツ X' から 90 度 80 メートルの点
- ネ Y' から 90 度 80 メートルの点

【別記 3】(整理番号 6 さより刺し網)

共第 109 号共同漁業権区域、共第 110 号共同漁業権区域の区域内
(共第 109 号共同漁業権区域)

次の A、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、I の各点を順次結んだ線、J と K とを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 岩国市通津波の浦水路出口中央点に設置した標識
- B 広島県呉市倉橋島岳浦山頂上
- C 岩国市藤生町 1 丁目中国電力株式会社岩国発電所護岸南東端
- D 岩国市伊勢小島北端
- E 岩国市門前川河口右岸に設置した標識
- F 大島郡周防大島町前島北東端

- G 岩国市三角町1丁目東新開作護岸南東端に設置した標識
- H 岩国市由宇町甲島頂上
- I 岩国市岩国基地南防波堤屈折点から護岸沿いに西へ820メートルの点に設置した標識
- J 岩国市門前川堰堤右岸下流端に設置した標識
- K 岩国市門前川堰堤左岸下流端に設置した標識
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから600メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線上Cから500メートルの点
- ハ EとFとを結んだ線上Eから800メートルの点
- ニ GとFとを結んだ線上Gから800メートルの点
- ホ GとHとを結んだ線上Gから800メートルの点

(共第110号共同漁業権区域)

次のA、イ、ロ、ハ、Hの各点を順次結んだ線、IとJとを結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 岩国市岩国基地北防波堤基部から護岸沿いに南へ240メートルの点に設置した標識

B 岩国市岩国基地北防波堤基部から護岸沿いに北へ1,023メートルの点に設置した標識

C 岩国市姫小島頂上

D 岩国市今津川河口右岸東角に設置した標識

E 広島県江田島市大黒神島南端

F 岩国市飯田町2丁目突堤突端

G 広島県大竹市阿多田島北端

H 岩国市と玖珂郡和木町との最大高潮時海岸線における境界点に設置した標識

I 岩国市今津川堰堤右岸下流端に設置した標識

J 岩国市今津川堰堤左岸下流端に設置した標識

点イ BとCとを結んだ線上Bから450メートルの点

ロ DとEとを結んだ線上Dから800メートルの点

ハ FとGとを結んだ線とCとHとを結んだ線との交点

【別記4】(整理番号7 雑魚かご)

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、M、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱

B 〃 牛島黒岳南端

C 防府市野島定兼鼻南端

D 熊毛郡上関町祝島オトモ鼻防波堤東角

E 下松市笠戸島火振岬南端

F 熊毛郡平生町佐合島蜂巢鼻北端

G 光市尾島仏の岩北端

H 〃 大字室積村梶取岬南端

I 〃 尾島明神鼻東端

J 熊毛郡上関町八島灯台基部

K 〃 〃 祝島南西端

L 〃 〃 ホウジロ灯台基部

M 柳井市ハンドウ島西端

N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時

海岸線における境界点

O 柳井市平郡島櫛崎南端

P 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端

Q 柳井市平郡島蛇の池西側角

R 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
 S 光市島田川千歳大橋右岸南角
 T // 島田川千歳大橋左岸南角
 U 熊毛郡田布施町田布施川新八海橋右岸北角
 V // 平生町田布施川新八海橋左岸北角
 点イ Aから199度の線とBとCとを結んだ線との交点
 ロ FからGを見通した線とDとEとを結んだ線との交点
 ハ HからIを見通した線とJからKを見通した線との交点
 ニ Lから180度3,000メートルの点
 ホ Jから160度3,000メートルの点
 ヘ Jから115度4,000メートルの点
 ト OとPとを結んだ線の中央点
 チ MとNとを結んだ線とQとRとを結んだ線との交点

【別記5】(整理番号10 雑かご)

次のA、イ、ロ、Dの各点を順次結んだ線、FとGとを結んだ線及びHとIとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市秋穂東日地山と同市秋穂東小浜山との最大高潮時海岸線における境界に設置した標識

基点B 防府市向島牛ケ頸南端

基点C 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点D 防府市大字西浦地藏鼻南端に設置した標柱

基点E // 佐波島頂上

基点F // 大字台道横曾根川鉄橋右岸南角

基点G // // 横曾根川鉄橋左岸南角

基点H // 大字佐野佐波川鉄橋右岸南角

基点I // 大字植松佐波川鉄橋左岸南角

点イ Aから180度の線とBとCとを結んだ線との交点

点ロ DとEとを結んだ線とBとCとを結んだ線との交点

〈備考〉 共第68号の区域

【別記6】(整理番号11 雑かご)

次のA、イ、ロ、ハ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点の位置

基点A 山口市秋穂東秋穂漁港筥倉護岸B南西端に設置した標識

基点B 防府市向島牛ケ頸南端

基点C 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端

基点D 山口市秋穂東日地山と同市秋穂東小浜山との最大高潮時海岸線における境界に設置した標識

点イ Aから270度300メートルの点

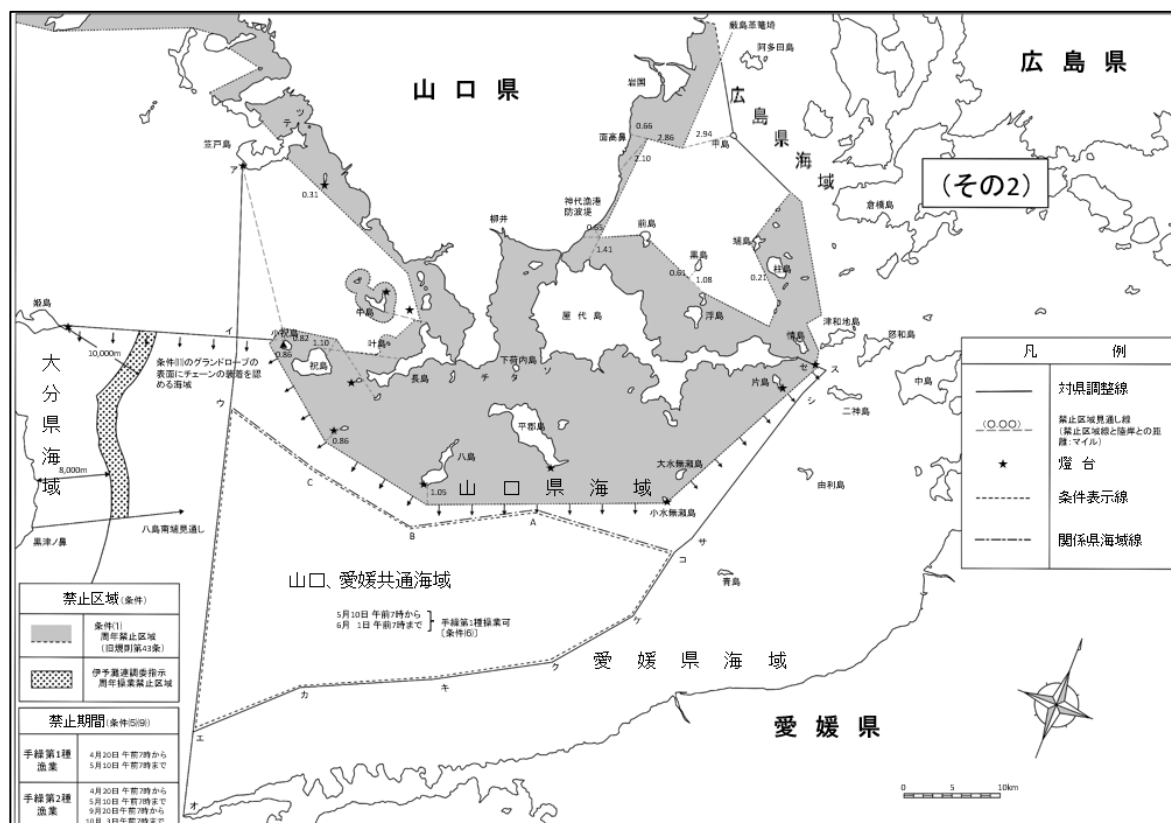
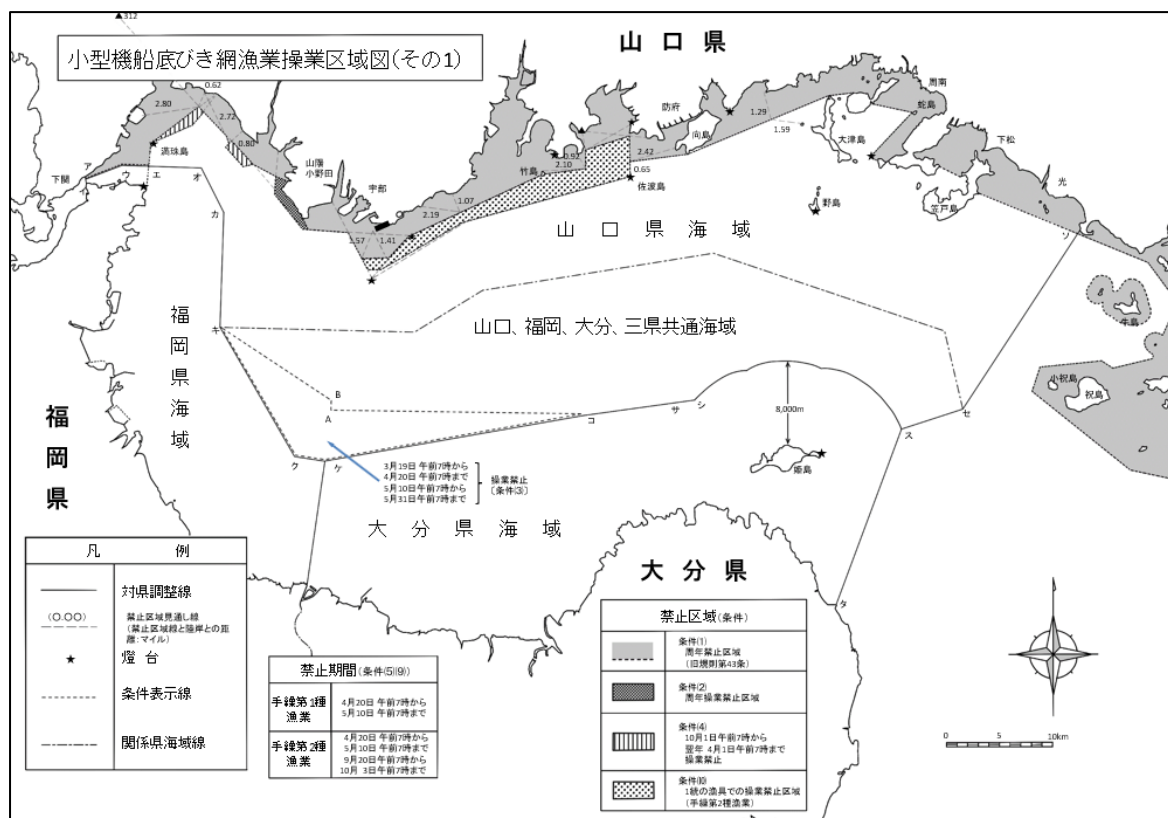
点ロ イから180度の線とBとCとを結んだ線との交点

点ハ Dから180度の線とBとCとを結んだ線との交点

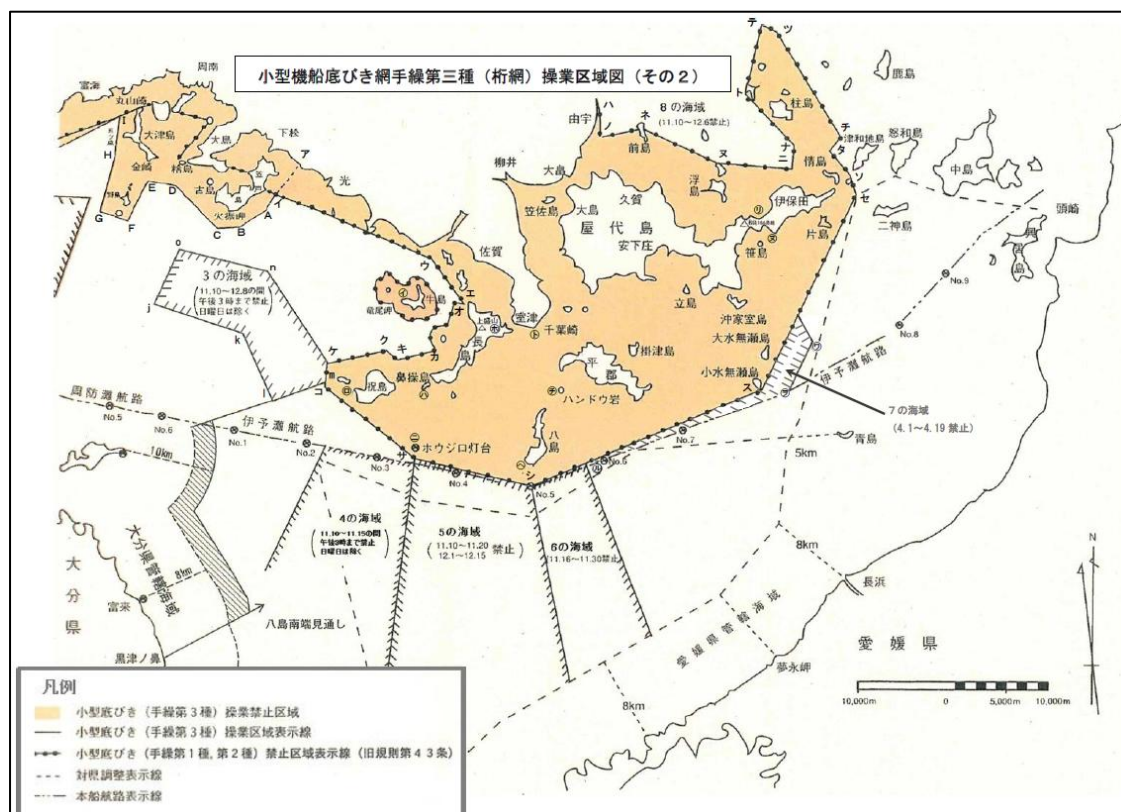
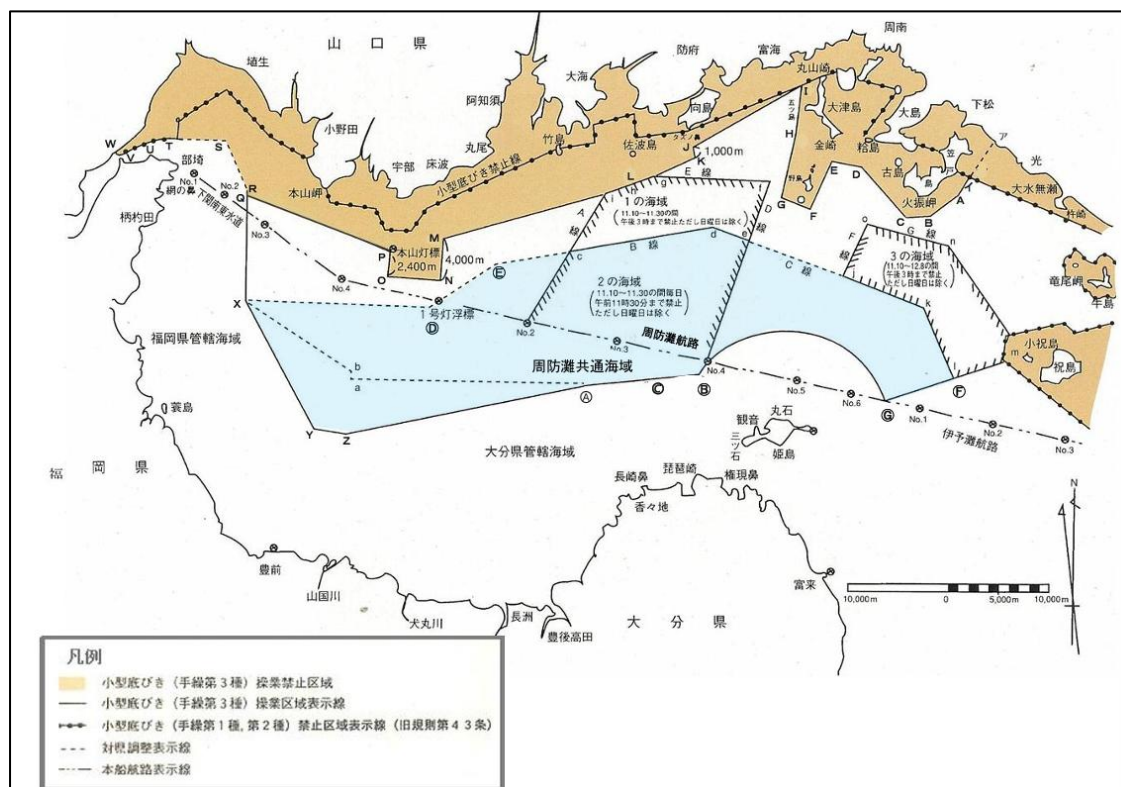
〈備考〉 共第63号の区域

【操業参考図】

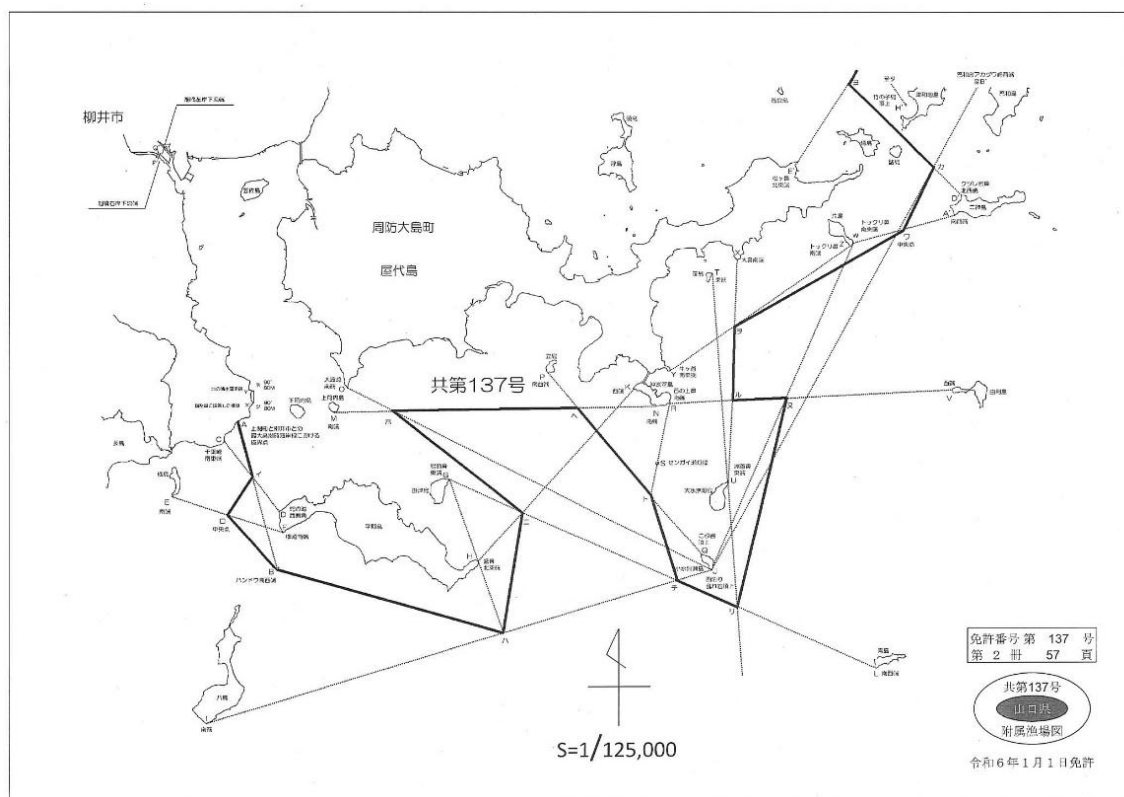
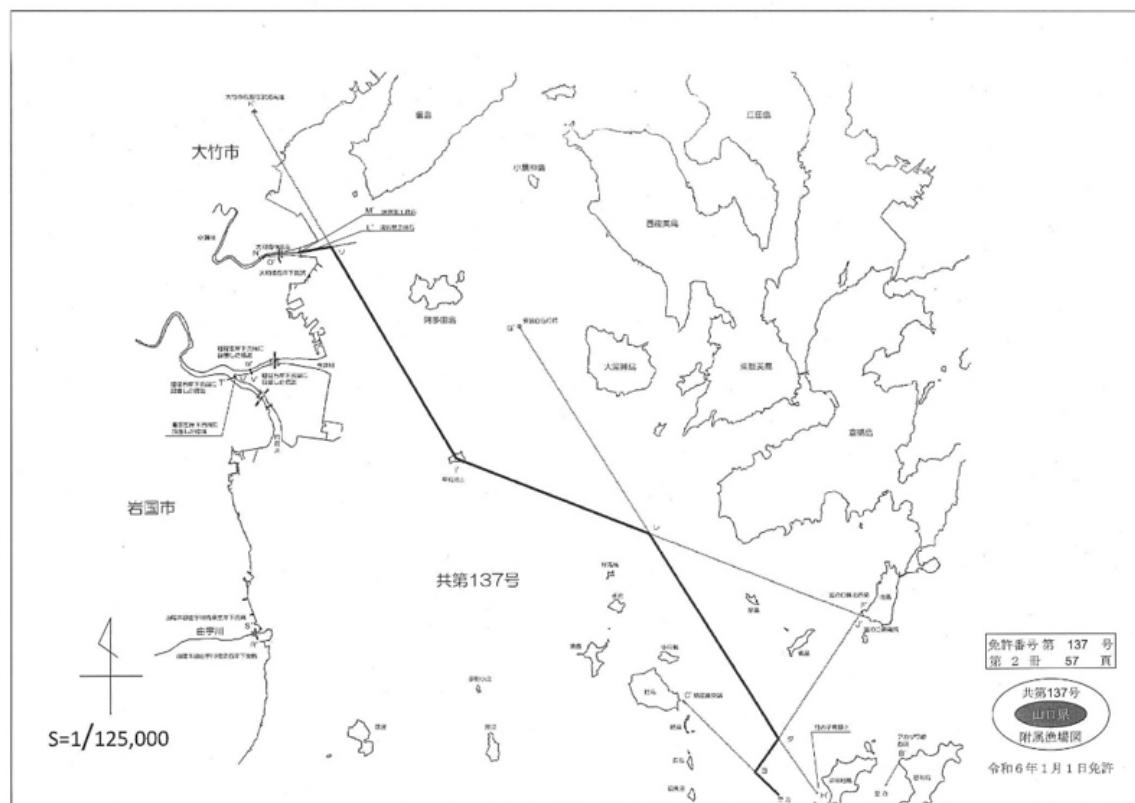
整理番号 1・2 小型機船底びき網手繰第一・二種

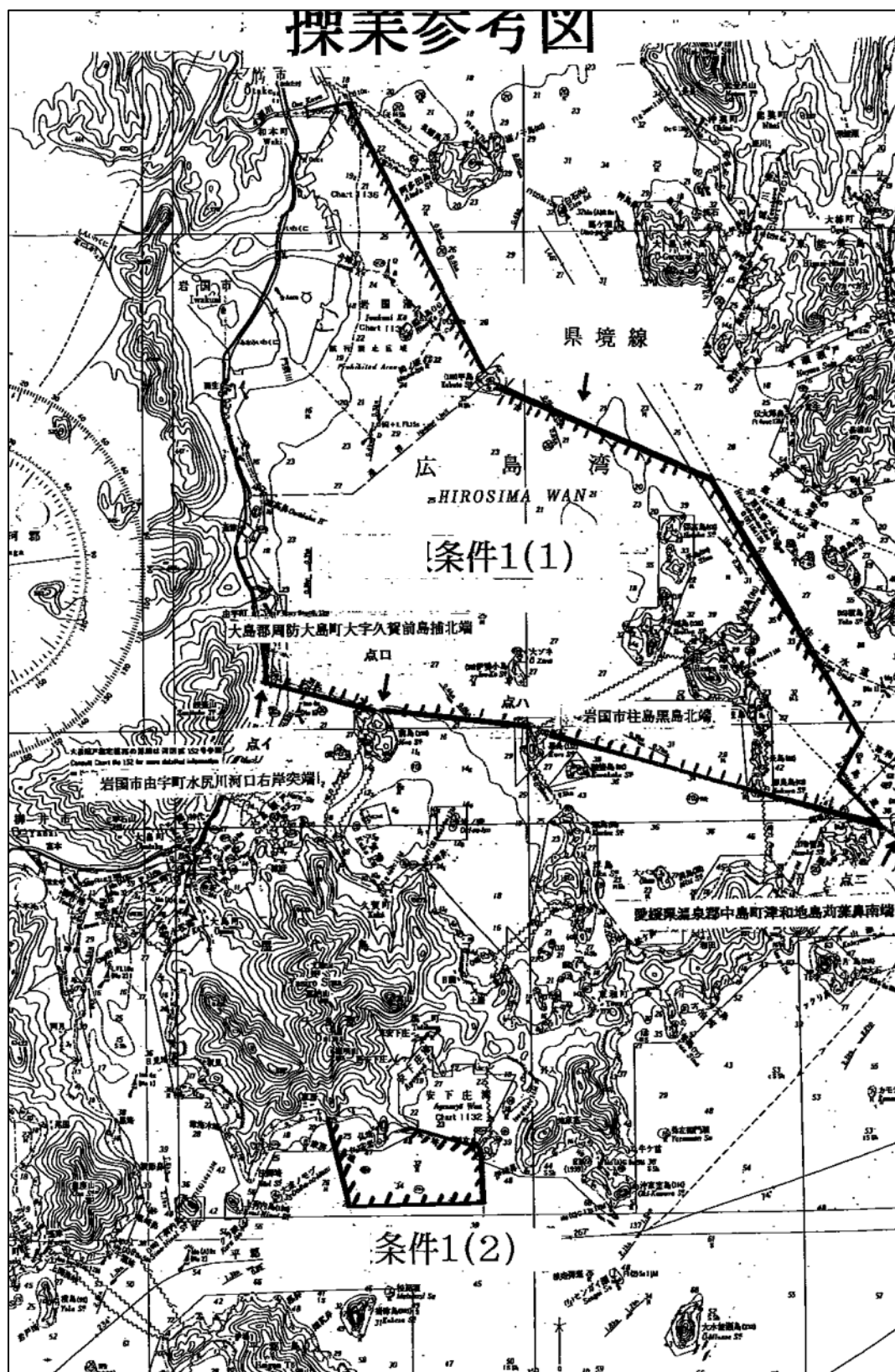


整理番号3 小型機船底びき網手繰第三種（桁網）

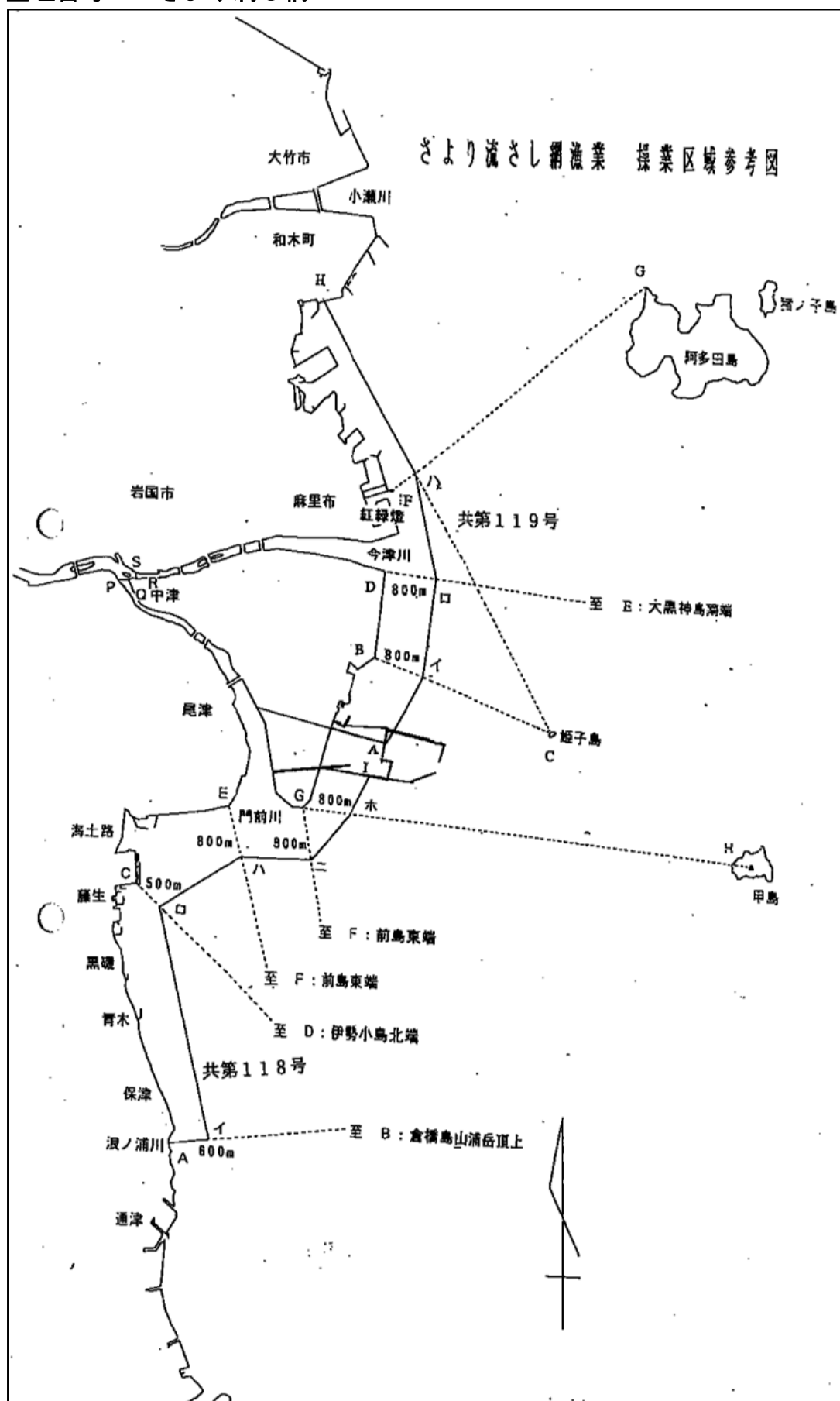


整理番号 4 小型機船底びき網手繰第三種（貝桁網）





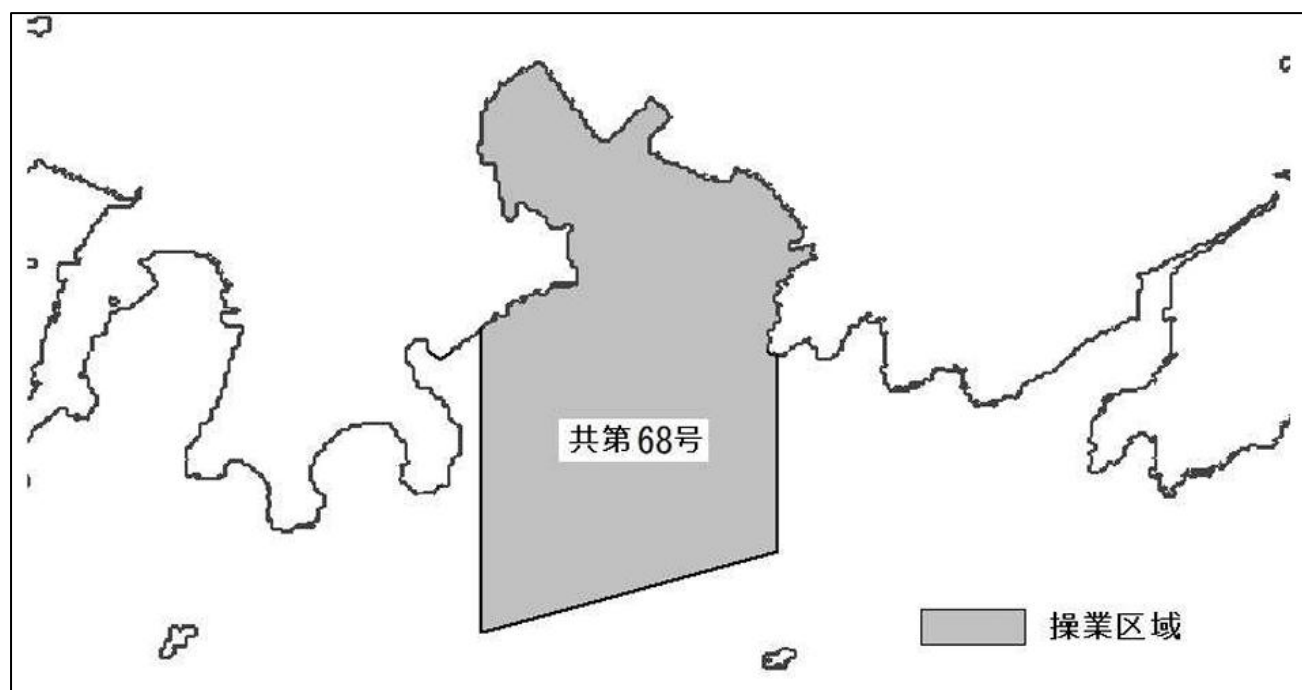
整理番号 6 さより刺し網



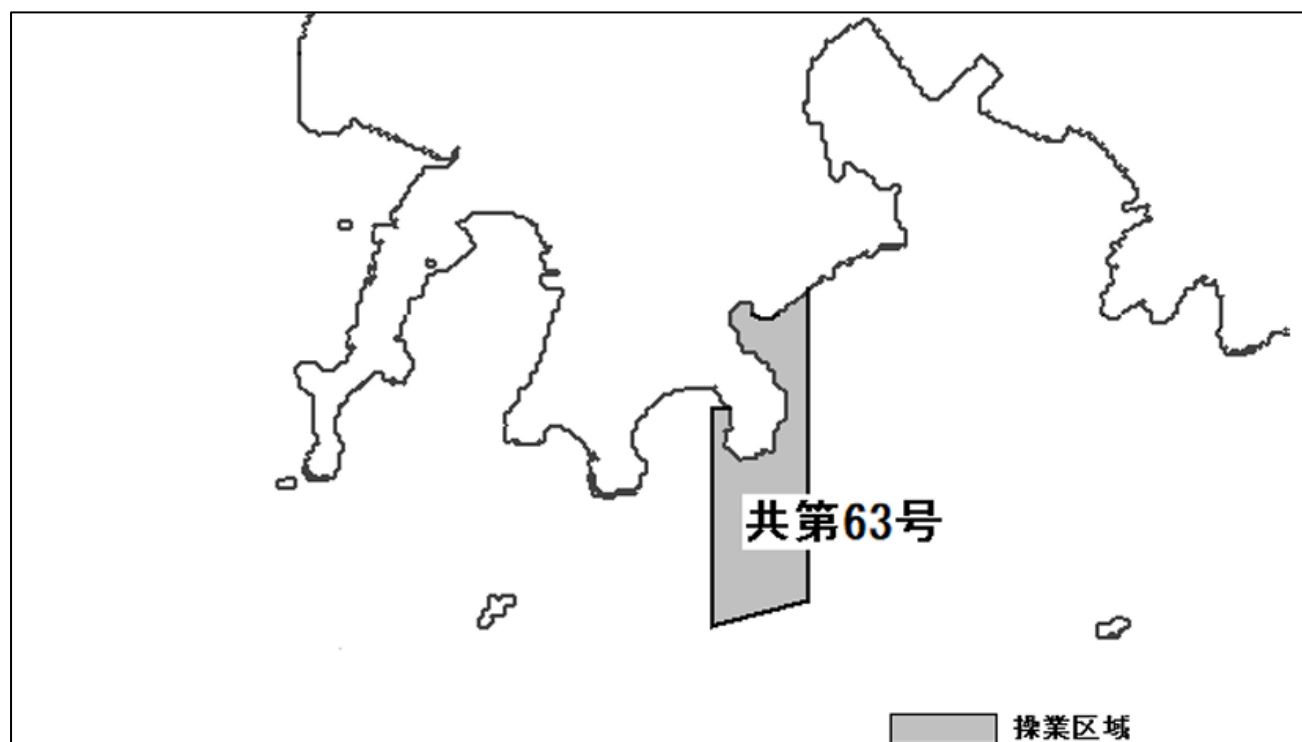
整理番号 8 (雑かご)



整理番号 10（雑かご）



整理番号 11（雑かご）



【参考】許可の条件

○整理番号 1・2（小型機船底びき網手操第一・二種）

(1)次に掲げる海域においては操業してはならない。

①下関市火ノ山下潮流信号所と福岡県北九州市門司区門司埼灯台とを結んだ線、次の(ア)から(オ)までの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(ア)福岡県北九州市門司区部埼灯台

(イ)下関市満珠島東端

(ウ)(イ)の点と山陽小野田市埴生漁港東防波堤基部とを結んだ線と下関市大字清末312メートル高地(雄笠山)と山陽小野田市大字小野田本山岬南端を結んだ線との交点

(エ)山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻(北緯33度59分42秒東経131度8分1秒)から200度2,000メートルの点

(オ)山陽小野田市刈屋漁港A防波堤基部

②次の(ア)から(セ)までの点を順次結んだ線、(ソ)から(テ)までの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(ア)山陽小野田市大字小野田本山岬南端

(イ)山陽小野田市沖ノ瀬灯浮標

(ウ)(イ)の点と(カ)の点とを結んだ線と宇部市厚東川川尻西端と同市本山灯標とを結んだ線(以下「A線」という。)との交点

(エ)A線と宇部市周防灘北航路第一号灯浮標と北九州市戸ノ上山頂上とを結んだ線(以下「B線」という。)の交点

(オ)B線と(カ)の点と宇部市本山灯標とを結んだ線との交点

(カ)宇部市亀ヶ瀬灯標

(キ)山口市竹島南端

(ク)山口市秋穂東日地山頂上と同市秋穂東口網代東端とを結んだ線の延長線(以下「C線」という。)と(キ)の点と(シ)の点とを結んだ線(以下「D線」という。)との交点

(ケ)C線と山口市秋穂東赤石鼻と防府市西浦港西一号防波堤灯台とを結んだ線との交点

(コ)山口市秋穂東日地山頂上と防府市大字田島字平根南端とを結んだ線と同市大字西浦地藏鼻突端と同市佐波島東端とを結んだ線(以下「E線」という。)との交点

(サ)D線とE線との交点

(シ)防府市向島タズノ鼻南端

(ス)周南市大津島横島鼻北端

(セ)周南市黒髪島北西端(北緯34度2分16秒東経131度44分3秒)

(ソ)周南市仙島南端

(タ)周南市蛇島頂上

(チ)周南市岩島灯台

(ツ)周南市蛤島頂上

(テ)周南市大字大島八合山頂上

③周南市大字大島鍋尻岬突端と下松市笠戸島大城岬突端とを結んだ線、次の(ア)から(へ)ま

での各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(ア) 下松市笠戸島モ埼突端

(イ) (ア)の点と熊毛郡田布施町馬島南端とを結んだ線と同町大字別府梶取岬突端と同郡上関町長島高遠鼻突端とを結んだ線(以下「F線」という。)との交点

(ウ) F線と熊毛郡上関町長島小山ノ鼻突端と光市牛島平茂岬突端を結んだ線との交点

(エ) 熊毛郡上関町長島小山ノ鼻突端から光市牛島平茂岬突端を結んだ線上同町長島小山ノ鼻突端から1,000メートルの点

(オ) 熊毛郡上関町長島師走鼻突端から同町祝島北端を結んだ線上同町長島師走鼻突端から2,300メートルの点

(カ) 熊毛郡上関町長島師走鼻突端と同町祝島北端を結んだ線と同町天田島南端から同町鼻繰島東端を結んだ線の延長線との交点

(キ) 熊毛郡上関町天田島南端から同町鼻繰島東端を結んだ線の延長線と同町祝島烏帽子鼻突端と光市大字室積村杵崎西端を結んだ線との交点

(ク) 熊毛郡上関町小祝島頂上から下松市笠戸島火振岬突端を結んだ線上同町小祝島頂上から2,000メートルの点

(ケ) 熊毛郡上関町小祝島頂上から大分県東国東郡姫島村姫島灯台を結んだ線上同町小祝島頂上から2,000メートルの点

(コ) 熊毛郡上関町ハウジロ灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台とを結んだ線と熊毛郡上関町八島灯台と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結んだ線との交点

(サ) 熊毛郡上関町八島灯台と愛媛県西宇和郡伊方町権現山頂上とを結んだ線と(シ)の点と大分県国東市国東港南防波堤灯台とを結んだ線との交点

(シ) 大島郡周防大島町小水無瀬島灯台

(ス) 大島郡周防大島町根ナシ礁灯標

(セ) 大島郡周防大島町諸島頂上と愛媛県松山市津和地島苅藻鼻突端とを結んだ線と同市二神島水尻鼻突端と岩国市柱島新宮鼻突端とを結んだ線(以下「G線」という。)との交点

(ソ) G線と大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻突端と広島県呉市鹿島南端とを結んだ線(以下「H線」という。)との交点

(タ) H線と愛媛県松山市竹ノ子島北端と広島県大竹市安芸白石灯標とを結んだ線(以下「I線」という。)との交点

(チ) I線と広島県呉市鹿島南端と岩国市甲島頂上とを結んだ線(以下「J線」という。)との交点

(ツ) J線と岩国市端島西端から同市保高島西端を結んだ線の延長線(以下「K線」という。)との交点

(テ) K線と(ト)の点から岩国市端島南端を結んだ線の延長線との交点

(ト) 岩国市長島頂上

(ナ) (ト)の点から岩国市福良島頂上を結んだ線の延長線と大島郡周防大島町情島黒崎鼻突端と(ニ)の点とを結んだ線との交点

(ニ) 大島郡周防大島町頭島北端

(ヌ) 大島郡周防大島町前島黄蕃山頂上

(ネ) (ヌ) の点と岩国市由宇町神東相地鼻とを結んだ線と大島郡周防大島町大字東三蒲田ノ尻鼻と(ノ)の点とを結んだ線との交点

(ノ) 岩国市由宇町港3丁目東端から岩国市手島山頂を結んだ線上同市由宇町港3丁目東端から200メートルの点

(ハ) (ノ) の点と岩国市旧岩国飛行場灯台(北緯34度8分56.4秒東経132度13分30.3秒)とを結んだ線と同市保津町2丁目面高鼻と広島県呉市倉橋島岳浦山頂上とを結んだ線(以下「L線」という。)との交点

(ヒ) L線と(ヌ)の点と(フ)の点とを結んだ線との交点

(フ) 広島県廿日市市厳島草薙崎突端

(ヘ) 広島県大竹市小瀬川川尻北端

④ 光市牛島(尾島を含む。)及び熊毛郡上関町叶島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域(③に掲げる海域を除く。)

(2) 上記(1)①に掲げる点(オ)と次に掲げる点A、B、C、上記(1)②に掲げる点(イ)、(ア)を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域で操業してはならない。

(A) 次の点Bと山陽小野田市大字小野田縄地ヶ鼻突端を結んだ線と上記(1)①に掲げる点(エ)と(オ)を結んだ線の交点

(B) 次の点Cと山陽小野田市大字埴生干拓護岸南東角を結んだ線と同市大字小野田大浜工業団地埋立地護岸南西角と北九州市門司区部埼灯台を結んだ線の交点

(C) 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市簗島頂上を結んだ線上本山岬南端から600メートルの点

(3) 操業区域における1の海域に掲げる基点(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)と次に掲げる点A、B及び操業区域における1の海域に掲げる基点(キ)を順次結んだ線によって囲まれた海域においては3月19日午前7時から4月20日午前7時まで及び5月10日午前7時から5月31日午前7時までの間は操業してはならない。

(A) 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から真方位6度15分の線上 17,000メートルの点

(B) 山口県宇部市旧宇部港南防波堤灯台(北緯33度56分10秒東経131度13分56秒)と大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点とを結んだ線の中央点

(4) 上記(1)①に掲げる点(イ)と次に掲げる点A、B、上記(1)①に掲げる点(ウ)、(イ)を順次結んだ線によって囲まれた海域及び次に掲げる点C、D、Eと上記(1)①に掲げる点(エ)、次に掲げる点Cを順次結んだ線によって囲まれた海域においては、10月1日午前7時から翌年4月1日午前7時までの間は操業してはならない。

(A) 上記(1)①に掲げる点(イ)と山陽小野田市糸根川川尻西端に設置した標識から188度30分、3,030メートルの点(以下「a点」という。)を結んだ線上、a点から北東に125メートルの点

(B) Aと山陽小野田市埴生漁港東防波堤基部を結んだ線と上記(1)①に掲げる点(ウ)と(エ)を結んだ線の交点

(C) 次の点Dと山陽小野田市大字津布田字一の桂ヶ迫601に設置した標柱(以下「点b」という。)から232度45分、1,515メートルの点を結んだ線と上記(1)①に掲げる点(ウ)と(エ)を結ん

だ線の交点

(D) 点bから235度45分、2, 485メートルの点

(E) 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻(北緯33度59分42秒東経131度8分1秒)から210度 2,760メートルの点

(5) 4月20日午前7時から5月10日午前7時までの間は操業してはならない。

(6) 手繰第一種漁業については、5月10日午前7時から6月1日午前7時までの間は、操業区域における2の海域に掲げる基点(ウ)、(エ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)の各点と次に掲げる点A、B、C及び操業区域における2の海域に掲げる基点(ウ)を順次結んだ線によって囲まれた海域以外では操業してはならない。

(A) 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から真方位南へ5, 000メートルの点

(B) 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から真方位南へ5, 000メートルの点

(C) 山口県熊毛郡上関町ホウジロ灯台から真方位南へ5, 000メートルの点

(7) 手繰第一種漁業については、午前零時から午前5時まで及び午後5時から午後12時まで(11月1日から翌年3月31日までの期間にあつては、午前零時から午前6時まで及び午後6時から午後12時まで)の間は操業してはならない。

(8) 手繰第一種漁業については、次の表に掲げる範囲内の漁具以外の漁具を使用して操業してはならない。

網目	1 5 センチメートルにつき 1 3 節以下
----	------------------------

(9) 手繰第二種漁業については、9月20日午前7時から10月3日午前7時までの間は操業してはならない。

(10) 上記(1)②に掲げる点(エ)と次に掲げる点B、C、D、Eを順次結んだ線と点EとFの間における最大高潮時海岸線及び点Fと上記(1)②に掲げる点(サ)、(コ)、(ケ)、(ク)、(キ)、(カ)、(オ)、(エ)を順次結んだ線によって囲まれた海域では、手繰第二種漁業については、同時に使用する漁具の数は2統以上でなければならない。

(A) 宇部市本山灯標

(B) 宇部市厚東川川尻西端とAを結んだ線上Aの点から1, 200メートルの点

(C) 宇部市亀ヶ瀬灯台とAを結んだ線上Aの点から1, 400メートルの点

(D) 宇部市亀ヶ瀬灯台とEを結んだ線とAと山口市竹島南端を結んだ線との交点

(E) 防府市大字田島佐波島南端

(F) 防府市大字田島佐波島東端

(11) 手繰第二種漁業について、通称「テッカンこぎ」、「チェーンこぎ」及び「ソロバンこぎ」の漁具を使用して操業してはならない。

(12) 手繰第二種漁業については、次の表に掲げる範囲内の漁具以外の漁具を使用して操業してはならない。

網目	袖網		1 5 センチメートルにつき 6 節以上 1 8 節以下
	袋網	底網	1 5 センチメートルにつき 1 8 節以下
		魚捕部	

	底網及び魚捕部を除く 袋網	1 5 センチメートルにつき 1 0 節以上 1 8 節以下
ビームの長さ	1 8 メートル以下	
袖網の袖口からビームまでの ひき綱の長さ	1 5 メートル以下	
グランドロープの芯に使用 するチェーン	太さ 9 ミリメートル以下のもの 1 本	
グランドロープの表面への チェーンの装着	・グランドロープの添綱を除き、先端から 2 メートル以内で太さは 1 2 ミリメートル以下 ・グランドロープの添綱にあっては、太さ 6 ミリメートル以下のもの 1 本 ただし上記 2 項目について、大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線以南、以東の海域にあってはこの限りではない。	
同時に使用する漁具の数	3 統以下	

○整理番号 3（小型機船底びき網手操第三種（桁網））

(1)次に掲げる海域においては操業してはならない。

① 次のアからホまでの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち山口県海域

ア 下松市と光市との最大高潮時海岸線における境界点

イ アの点と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結んだ線と下松市笠戸島モ埼突端と熊毛郡田布施町馬島南端とを結んだ線（以下「Ⅰ線」という。）との交点

ウ Ⅰ線と熊毛郡田布施町大字別府梶取岬突端と同郡上関町長島高遠鼻突端とを結んだ線（以下「Ⅱ線」という。）との交点

エ Ⅱ線と熊毛郡上関町長島小山ノ鼻突端と光市牛島平茂岬突端を結んだ線との交点

オ 熊毛郡上関町長島小山ノ鼻突端から光市牛島平茂岬突端を結んだ線上同町長島小山ノ鼻突端から 1,000 メートルの点

カ 熊毛郡上関町長島師走鼻突端から同町祝島北端を結んだ線上同町長島師走鼻突端から 2,300 メートルの点

キ 熊毛郡上関町長島師走鼻突端と同町祝島北端を結んだ線と同町天田島南端から同町鼻繰島東端を結んだ線の延長線との交点

ク 熊毛郡上関町天田島南端から同町鼻繰島東端を結んだ線の延長線と同町祝島烏帽子鼻突端と光市室積村杵崎西端を結んだ線との交点

ケ 熊毛郡上関町小祝島頂上から下松市笠戸島火振岬突端を結んだ線上同町小祝島頂上から 2,000 メートルの点

コ 熊毛郡上関町小祝島頂上から大分県東国東郡姫島村姫島灯台を結んだ線上同町小祝島頂上から 2,000 メートルの点

- サ 熊毛郡上関町ハウジロ灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台とを結んだ線と熊毛郡上関町八島灯台と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結んだ線との交点
- シ 熊毛郡上関町八島灯台と愛媛県西宇和郡伊方町権現山頂上とを結んだ線とスの点と大分県国東市国東港南防波堤灯台とを結んだ線との交点
- ス 大島郡周防大島町小水無瀬島灯台
- セ 大島郡周防大島町根ナシ礁灯標
- ソ 大島郡周防大島町諸島頂上と愛媛県松山市津和地島苅藻鼻突端とを結んだ線と同市二神島水尻鼻突端と岩国市柱島新宮鼻突端とを結んだ線（以下「Ⅲ線」という。）との交点
- タ Ⅲ線と大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻突端と広島県呉市鹿島南端とを結んだ線（以下「Ⅳ線」という。）との交点
- チ Ⅳ線と愛媛県松山市竹ノ子島北端と広島県大竹市安芸白石灯標とを結んだ線（以下「Ⅴ線」という。）との交点
- ツ Ⅴ線と広島県呉市鹿島南端と岩国市甲島頂上とを結んだ線（以下「Ⅵ線」という。）との交点
- テ Ⅵ線と岩国市端島西端から同市保高島西端を結んだ線の延長線（以下「Ⅶ線」という。）との交点
- ト Ⅶ線とナの点から岩国市端島南端を結んだ線の延長線との交点
- ナ 岩国市長島頂上
- ニ ナの点から岩国市福良島頂上を結んだ線の延長線と大島郡周防大島町情島黒崎鼻突端とヌの点とを結んだ線との交点
- ヌ 大島郡周防大島町頭島北端
- ネ 大島郡周防大島町前島黄蕃山頂上
- ノ ネの点と岩国市由宇町神東相地鼻とを結んだ線と大島郡周防大島町大字東三蒲田ノ尻鼻とハの点とを結んだ線との交点
- ハ 岩国市由宇町港三丁目東端から岩国市手島頂上を結んだ線上同市由宇町港三丁目東端から 200 メートルの点
- ヒ ハの点と旧岩国市岩国飛行場灯台（（日本測地系：北緯 34 度 08.7 分、東経 132 度 13.6 分）（世界測地系：北緯 34 度 08.9 分、東経 132 度 13.5 分））とを結んだ線と同市保津町二丁目面高鼻と広島県呉市倉橋島岳浦山頂上とを結んだ線（以下「Ⅷ線」という。）との交点
- フ Ⅷ線とネの点とへの点とを結んだ線との交点
- ヘ 広島県廿日市市厳島革竈崎突端
- ホ 広島県大竹市小瀬川河口左岸角
- ② 光市牛島（尾島を含む。）及び熊毛郡上関町叶島の最大高潮時海岸線から 1,000 メートル以内の海域（①に掲げる海域を除く。）
- ③ 次のア、イ、A から W までの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- ア 下松市と光市との最大高潮時海岸線における境界点
- イ アの点と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結んだ線と下松市笠戸島モ埼突端と熊毛郡田布施町馬島南端とを結んだ線との交点
- A 下松市笠戸島火振岬と光市大水無瀬島南端とを結ぶ線とアの点と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結ぶ線との交点
- B 下松市笠戸島火振岬と熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線上火振岬から 2,000m の点
- C 下松市笠戸島火振岬と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結ぶ線上火振岬から 2,000m の点
- D 周南市給島三ツ石鼻と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結ぶ線上火振岬から 2,000m の点
- E 周南市大津島金崎と大分県東国東郡姫島村姫島灯台とを結ぶ線上火振岬から 2,000m の点
- F 防府市野島南端から真方位 165 度 1,900m の点
- G 防府市野島南端から真方位 255 度 2,700m の点
- H 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点と防府市野島西端とを結ぶ線と周南市大津島金崎と防府市向島タズノ鼻とを結ぶ線との交点
- I 周南市大津島丸山鼻と防府市佐波島南端とを結ぶ線上火振岬から 2,000m の点
- J 防府市向島タズノ鼻と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻とを結ぶ線上火振岬から 1,500m の点
- K 防府市向島タズノ鼻と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻とを結ぶ線上火振岬から 2,500m の点
- L 防府市佐波島灯台から真方位 181 度 3,200m の点
- M 宇部市床波港防波堤灯台と大分県中津市今津豊前今津港防砂堤灯台とを結ぶ線と P の点と周南市大津島金崎とを結ぶ線との交点
- N M の点と周防灘航路第 1 号灯浮標とを結ぶ線上火振岬から 4,000m の点
- O P の点と大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点とを結ぶ線上火振岬から 2,400m の点
- P 宇部市本山灯標（新灯台）
- Q 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点と福岡県行橋市簗島頂上と山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点とを結ぶ線と P の点と福岡県北九州市門司区部埼突端とを結ぶ線との交点
- R 福岡県北九州市門司区網の鼻突端と山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点
- S 福岡県北九州市門司区部埼灯台と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（（日本測地系：北緯 33 度 59 分 30 秒、東経 131 度 8 分 10 秒）（世界測地系：北緯 33 度 59 分 42 秒、東経 131 度 8 分 1 秒））とを結ぶ線の中央点
- T 福岡県北九州市門司区部埼灯台と下関市満珠島灯台とを結ぶ線の中央点
- U 下関市長府宮崎町串崎東端から真方位 173 度 1,530m の点

V 下関市火ノ山下潮流信号所と福岡県北九州市門司区門司埼灯台とを結んだ線の中央点

W 下関市火ノ山下潮流信号所

(2)次に掲げる点X、Y、Z、㉔、a、b、及び点Xを順次結ぶ線によって囲まれた海域においては、3月19日から3月31日までの期間にあっては、毎日午前6時から午後6時までの間、4月1日から4月19日までの期間にあっては、毎日午前6時から午後5時までの間は、操業してはならない。

X 福岡県行橋市蓑島頂上と山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点

Y 宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点

Z 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から真方位6度15分の線と福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点

㉔ 宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市豊後高田港導流堤灯台とを結ぶ線との交点

a 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から真方位6度15分の線上17,000mの点

b 宇部市旧宇部港南防波堤灯台（(日本測地系：北緯33度56分、東経131度14.1分)（世界測地系：北緯33度56分、東経131度13分52秒)）と大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点とを結ぶ線の中央点

【参考】条件の(3)で夜間の操業が禁止されているので、上記海域にあっては、3月19日から4月19日までの間は、一日中操業できないこととなります。

(3) 11月10日から翌年1月31日までの期間にあっては、毎日午前0時から午前7時まで及び午後6時から午後12時まで、2月1日から3月31日までの期間にあっては、毎日午前0時から午前6時まで及び午後6時から午後12時まで、4月1日から4月19日までの期間にあっては、毎日午前0時から午前6時まで及び午後5時から午後12時までの間は操業してはならない。

ただし、点㉔、㉕、㉖、㉗、Z、Y、X、㉘、㉙、d、k、㉚および㉛を順次に結ぶ線と、点㉜と㉔の間における大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から8,000メートルの距離の線によって囲まれた海域においては、11月10日から翌年1月31日までの期間の操業してはならない時間は、毎日午前0時から午前6時まで及び午後6時から午後12時までの間とする。

X 福岡県行橋市蓑島頂上と山陽小野田市大字小野田本山岬南端とを結ぶ線の中央点

Y 宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と福岡県豊前市宇島港西3号防波堤灯台とを結ぶ線と福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端と

を結ぶ線との交点

Z 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から真方位 6 度 15 分の線と福岡県行橋市蓑島頂上と大分県豊後高田市見目長崎鼻突端とを結ぶ線との交点

④ 宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線と防府市佐波島頂上と大分県豊後高田市豊後高田港導流堤灯台とを結ぶ線との交点

⑤ 大分県東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から 8, 0 0 0 メートルの距離の線と、④の点と③の点とを結ぶ線の延長線との交点

⑥ 大分県国東市国見町伊美権現崎突端と山口県山口市竹島頂上とを結ぶ線と、大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台と山口県防府市野島南端とを結ぶ線との交点

⑦ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から真方位 2 9 6 度 2 0 分 8 0 メートルの点とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線との交点

⑧ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点

⑨ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と、山口県光市大字室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点

⑩ 大分県東国東郡姫島村姫島の最大高潮時海岸線から 8, 0 0 0 メートルの距離の線と、同県東国東郡姫島村姫島灯台と山口県熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

d 防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村姫島観音崎突端とを結ぶ線と防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点

k 大分県東国東郡姫島村姫島丸石鼻突端と光市室積村杵崎西端とを結ぶ線と防府市佐波島頂上と熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点

【参考】 実際に操業できる時間は、次のとおりです。

① 1 1 月 1 0 日から翌年 1 月末まで 毎日午前 7 時から午後 6 時まで

※周防灘共通海域においては、毎日午前 6 時から午後 6 時まで

② 2 月 1 日から 3 月末まで 毎日午前 6 時から午後 6 時まで

③ 4 月 1 日から 4 月 1 9 日まで 毎日午前 6 時から午後 5 時まで

(4)次に掲げる 1 から 8 の海域にあつてはそれぞれの海域につき定めた期間及び時間内において操業してはならない。（ただし 1 から 4 の海域にあつては日曜日についてはこの限りではない。）

1 の海域（次に掲げる c、d、e、f、g、h、i、c を順次結ぶ線によって囲まれた海域）

1 1 月 1 0 日から 1 1 月 3 0 日までの期間にあつては、毎日午前 7 時から午後 3 時まで

c 次のA線とB線との交点

A線：防府市佐波島頂上と旧周防灘航路第2号灯浮標（（日本測地系：北緯33度49分10秒、東経131度23分48秒）（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒））とを結ぶ線

B線：宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市長洲長洲漁港導流堤灯台とを結ぶ線と宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点と次に掲げるd点とを結ぶ線

d 防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村姫島観音崎突端とを結ぶ線と防府市大字江泊竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶崎突端とを結ぶ線との交点

e 次のC線とD線との交点

C線：大分県東国東郡姫島村姫島丸石鼻突端と光市室積村杵崎西端とを結ぶ線と防府市佐波島頂上と熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点と上記d点とを結ぶ線

D線：周南市大津島五ツ島と旧周防灘航路第4号灯浮標（（日本測地系：北緯33度47分06秒、東経131度35分36秒）（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒））とを結ぶ線

f 旧周防灘北航路第2号灯浮標（（日本測地系：北緯33度56.7分、東経131度30.7分）（世界測地系：北緯33度56.9分、東経131度30.6分））と防府市野島西端とを結ぶ線（以下「E線」という。）と上記D線との交点

g 条件の(1)に表示した点K、Lを結ぶ線と上記E線との交点

h 条件の(1)に表示した点Lの点

i 条件の(1)に表示した点L、Mを結ぶ線と上記A線との交点

【参考】条件の(3)で夜間の操業が禁止されているので、上記海域にあっては、11月10日から11月30日までの間は、午後3時からしか操業できません。ただし、日曜日は、午前7時から操業できます。

2の海域（上記1の海域のc、d、e、旧周防灘航路第4号灯浮標（（日本測地系：北緯33度47分06秒、東経131度35分36秒）（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒））、旧周防灘航路第2号灯浮標（（日本測地系：北緯33度49分10秒、東経131度23分48秒）（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒））、cを順次結ぶ線によって囲まれた海域）

11月10日から11月30日までの期間にあっては、毎日午前7時から午前11時30分まで

【参考】条件の(3)で夜間の操業が禁止されているので、上記海域にあっては、11月10日から11月30日までの間は、午前11時30分からしか操業できません。ただし、日曜日は、午前7時から操業できます。

3の海域（次に掲げるj、k、l、m、n、o、jを順次結ぶ線によって囲まれた海域）

- 1 11月10日から12月8日までの期間にあつては、毎日午前7時から午後3時まで
- j 1の海域に表示したC線と下松市古島西端と大分県東国東郡姫島村姫島丸石鼻突端とを結ぶ線（以下「F線」という。）との交点
- k 大分県東国東郡姫島村姫島丸石鼻突端と光市室積村杵崎西端とを結ぶ線と防府市佐波島頂上と熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線との交点
- l 大分県東国東郡姫島村姫島灯台と熊毛郡上関町小祝島西端とを結ぶ線と光市室積村杵崎西端と大分県国東市国東港富来地区北防波堤旧灯台跡とを結ぶ線との交点
- m 熊毛郡上関町小祝島西端
- n 次のG線とm点と下松市笠戸島火振岬突端とを結ぶ線との交点
 G線：周南市給島西端と大分県東国東郡姫島村姫島丸石鼻突端とを結ぶ線とm点と防府市野島南端とを結ぶ線との交点と光市牛島竜尾岬突端とを結ぶ線
- o 上記F線とG線との交点

【参考】条件の(3)で夜間の操業が禁止されているので、上記海域にあつては、11月10日から12月8日までの間は、午後3時からしか操業できません。ただし、日曜日は、午前7時から操業できます。

4の海域（次に掲げる㊷と㊸を結ぶ線及びその延長線と㊹と㊺を結ぶ線及びその延長線とによって挟まれる海域のうち旧伊予灘航路第2号灯浮標（（日本測地系：北緯33度43分52秒、東経131度54分）（世界測地系：北緯33度44分4秒、東経131度53分51秒））と旧伊予灘航路第4号灯浮標（（日本測地系：北緯33度42分12秒、東経132度3分32秒）（世界測地系：北緯33度42分24秒、東経132度3分23秒））とを結ぶ線以南の山口県海域）

1 11月10日から11月15日までの期間にあつては、毎日午前7時から午後3時まで

- ㊷ 光市牛島竜尾岬突端
- ㊸ 熊毛郡上関町祝島西端
- ㊹ 熊毛郡上関町鼻繰島西端
- ㊺ 熊毛郡上関町ハウジロ灯台

【参考】条件の(3)で夜間の操業が禁止されているので、上記海域にあつては、11月10日から11月15日までの間は、午後3時からしか操業できません。ただし、日曜日は、午前7時から操業できます。

5の海域（上記4の海域の㊹と㊺を結ぶ線及びその延長線と次に掲げる㊻と㊼を結ぶ線及びその延長線とによって挟まれる海域のうち山口県海域）

1 11月10日から11月20日まで及び12月1日から12月15日までの期間にあつては、毎日午前7時から午後6時まで

- ㊻ 熊毛郡上関町長島上盛山頂上
- ㊼ 熊毛郡上関町八島西端

【参考】条件の(3)で夜間の操業が禁止されているので、上記海域にあっては、11月10日から11月20日まで及び12月1日から12月15日までの間は、一日中操業できないこととなります。

6の海域(上記5の海域の㊸と㊹を結ぶ線及びその延長線と次に掲げる㊺と㊻を結ぶ線及びその延長線とによって挟まれる海域のうち山口県海域)

11月16日から11月30日までの期間にあっては、毎日午前7時から午後6時まで

㊺ 熊毛郡上関町大字室津千葉崎

㊻ 柳井市平郡島ハンドウ岩

【参考】条件の(3)で夜間の操業が禁止されているので、上記海域にあっては、11月16日から11月30日までの間は、一日中操業できないこととなります。

7の海域(上記6の海域の㊺と㊻を結ぶ線及びその延長線と次に掲げる㊼と㊽を結ぶ線及びその延長線とによって挟まれる海域のうち、㊾、㊿、㊿を順次結ぶ線以北の海域)

4月1日から4月19日までの期間にあっては、毎日午前6時から午後5時まで

㊼ 大島郡周防大島町和佐164高地

㊽ 大島郡周防大島町笹島東端

㊾ 上記6の海域の㊺と㊻を結ぶ線の延長線と伊予灘航路第5号灯浮標と旧伊予灘航路第6号灯浮標((日本測地系:33度42分39秒、東経132度13分11秒)(世界測地系:北緯33度42分51秒、東経132度13分2秒))とを結ぶ線との交点

㊿ 愛媛県松山市怒和島203高地と同市二神島西端を結んだ線の延長線と大島郡周防大島町小水無瀬島灯台と愛媛県大洲市青島東端を結ぶ線との交点((日本測地系:北緯33度46.1分、東経132度24.8分)(世界測地系:北緯33度46.3分、東経132度24.6分))

㊿ 愛媛県松山市怒和島203高地と同市二神島西端を結んだ線の延長線と㊼と㊽を結んだ線の延長線との交点

【参考】条件の(3)で夜間の操業が禁止されているので、上記海域にあっては、4月1日から4月19日までの間は、一日中操業できないこととなります。

8の海域(大島郡北部、岩国市、玖珂郡の地先及び沖合海域のうちの山口県海域)

11月10日から12月6日までの期間にあっては、毎日午前7時から午後6時まで

【参考】条件の(3)で夜間の操業が禁止されているので、上記海域にあっては、11月10日から12月6日までの間は、一日中操業できないこととなります。

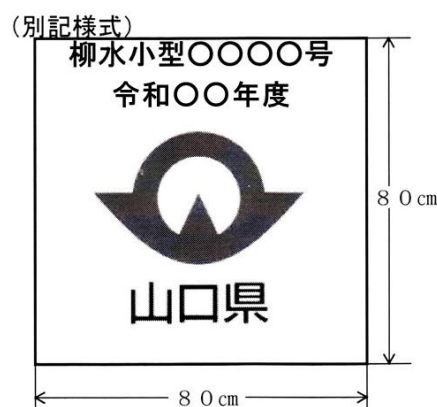
(5)使用する漁具の制限

網目:15センチメートルにつき18節以下

同時に使用する漁具の数:3統以下

○整理番号4 小型機船底びき網手繰三種（貝桁）

- 1 12月7日から翌年1月31日までの期間にあつては、午前零時から午前7時まで及び午後6時から午後12時まで、2月1日から3月31日までの期間にあつては、午前零時から午前6時まで及び午後6時から午後12時まで、4月1日から4月19日までの期間にあつては、午前零時から午前6時まで及び午後5時から午後12時までの間は操業してはならない。
- 2 使用する漁具は、次に掲げる範囲内のものでなければならない。
 - イ 桁の長さは3メートル以下
 - ロ 網目は60ミリメートル以上。
 - ハ 桁の爪の間隔は5センチメートル以上。
 - ニ 桁枠の前方に突出する天井網を取り付けてはならない。
 - ホ 同時に使用する網具の数は3統以下。
- 3 操業にあたっては、指定する旗章（別記様式）を船舷上1メートル以上の高さに掲揚しなければならない。



※各文字の大きさは10センチメートル以上とする。

※旗の布地の色は黄色とし、各文字の色は黒色とする。

【参考】実際に操業できる時間は次のとおりです。

12月7日～翌年1月31日…午前7時後から午後6時前まで操業可能

2月1日～3月31日…………午前6時後から午後6時前まで操業可能

4月1日～4月19日…………午前6時後から午後5時前まで操業可能

○整理番号5 きす流刺し網

- 1 別記1（共72号）、別記2（共第74号、共第77号から共第86号まで、共第89号、共第90号、共第91号、共第94号）及び別記3（共第137号）においては、操業

してはならない。ただし、次に掲げる区域を除く。

(1) 次の点イ、ロ、ハ、ニを順次結んだ線以北の山口県海域。

点イ 岩国市由宇町水尻川河口右岸突端

ロ 大島郡周防大島町大字久賀前島北端

ハ 岩国市黒島北端

ニ 愛媛県松山市津和地島苅藻鼻南端

(2) 次の点イ、ロ、ハ、ニを順次結んだ線及び点ホ、イを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

点イ 大島郡周防大島町大字西安下庄立島西端

ロ 大島郡周防大島町大字東安下庄ヨボシ岩頂上と点イを結んだ線の延長線と、同町大字戸田上荷内島南端と同町大字沖家室島南端を結んだ線との交点

ハ 大島郡周防大島町大字戸田上荷内島南端と同町大字沖家室島南端を結んだ線と、点ニと柳井市平郡掛津島東端を結んだ線との交点

ニ 大島郡旧橋町と同郡旧大島町との最大高潮時海岸線における境界点

ホ 大島郡周防大島町大字西安下庄安下崎東端

2 次の点イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイを順次結んだ線によって囲まれた区域においては、4月1日から6月30日までの間は操業してはならない。

(基線) A線 山口県熊毛郡上関町祝島東端と愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎とを結んだ線

B線 山口県熊毛郡上関町八島平根崎灯台と愛媛県西宇和郡伊方町三机襖崎とを結んだ線

点イ 熊毛郡上関町ハウジロ島ハウジロ島灯台基部から180度3,000メートルの点と点ロを結んだ線とA線との交点

ロ 熊毛郡上関町八島平根崎灯台基部から160度3,000メートルの点

ハ 熊毛郡上関町八島平根崎灯台基部から115度4,000メートルの点と点ロを結んだ線とB線との交点

ニ B線上愛媛県西宇和郡伊方町三机襖崎から8,000メートルの点

ホ 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎と熊毛郡上関町大字祝島西端を結んだ線上、見舞崎から8,000メートルの点と点ニを結んだ線とA線との交点

3 日没から日の出までの間は操業してはならない。

4 使用する漁具は、次に掲げる範囲内のものでなければならない。

(1) 浮子方総延長は720メートル以下でなければならない。

ただし、制限又は条件1のただし書の区域(1)を操業する場合は、浮子方総延長は450メートル以下でなければならない。

(2) 漁具の仕立ては一重網とし、網目は15センチメートルにつき9節から10節までのもの以外のものを使用してはならない。

【別記1】(共第72号)

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点A 防府市大字野島翁多鼻南端

- B 防府市大字野島沖島州鼻東端
- C 周南市大字給島岩島南端
- D 周南市大字大津島馬島金ヶ崎南端
- E 大分県東国東郡姫島村姫島東端
- F 防府市大字野島天石鼻西端
- G 防府市と周南市との最大高潮時海岸線における境界点
- H 防府市大字向島たずの鼻南端

点イ Aから158度3, 500メートルの点

ロ BとCとを結んだ線とDとEとを結んだ線との交点

ハ FとGとを結んだ線とDとHとを結んだ線との交点

ニ Aから255度2, 700メートルの点

【別記2】(共第74号、共第77号から共第86号まで、共第89号、共第90号、共第91号、共第94号)

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、M、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点A 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱

- B // 牛島黒岳南端
- C 防府市野島定兼鼻南端
- D 熊毛郡上関町祝島オトモ鼻防波堤東角
- E 下松市笠戸島火振岬南端
- F 熊毛郡平生町佐合島蜂巢鼻北端
- G 光市尾島仏の岩北端
- H // 大字室積村梶取岬南端
- I // 尾島明神鼻東端
- J 熊毛郡上関町八島灯台基部
- K // // 祝島南西端
- L // // ホウジロ灯台基部
- M 柳井市ハンドウ島西端
- N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点
- O 柳井市平郡島櫛崎南端
- P 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端
- Q 柳井市平郡島蛇の池西側角
- R 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- S 光市島田川千歳大橋右岸南角
- T // 島田川千歳大橋左岸南角

- U 熊毛郡田布施町田布施川新八海橋右岸北角
- V 〃 平生町田布施川新八海橋左岸北角
- 点イ Aから199度の線とBとCとを結んだ線との交点
- ロ FからGを見通した線とDとEとを結んだ線との交点
- ハ HからIを見通した線とJからKを見通した線との交点
- ニ Lから180度3,000メートルの点
- ホ Jから160度3,000メートルの点
- へ Jから115度4,000メートルの点
- ト OとPとを結んだ線の中央点
- チ MとNとを結んだ線とQとRとを結んだ線との交点

【別記3】(共第137号)

次のA、イ、ロ、B、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、I'、ソ、L'、M'、N'、O'の各点を順次結んだ線(M'とN'とを結ぶ線は、小瀬川の中央線とする。)、P'とQ'とを結んだ線、R'とS'とを結んだ線、T'とU'とを結んだ線及びV'とW'とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のX'、ツ、ネ、Y'の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)

- 基点A 柳井市と熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点
- B 柳井市ハンドウ島西端
- C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- D 柳井市平郡島蛇の池西側角
- E 熊毛郡上関町横島南端
- F 柳井市平郡島櫛崎南端
- G 柳井市掛津島松節鼻東端
- H 柳井市平郡島盛鼻北東端
- I 熊毛郡上関町八島南端
- J 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上
- K 大島郡周防大島町沖家室島西端
- L 愛媛県大洲市青島南西端
- M 大島郡周防大島町上荷内島南端
- N 大島郡周防大島町沖家室島南端
- O 大島郡周防大島町大字戸田大波崎南端
- P 大島郡周防大島町立島南西端
- Q 大島郡周防大島町小水無瀬島こぶ岩頂上
- R 大島郡周防大島町沖家室島石の上鼻南東端
- S 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標
- T 大島郡周防大島町笹島東端

- U 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻東端
- V 愛媛県松山市由利島西端
- W 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南東端
- X 大島郡周防大島町大字油宇大鼻南端
- Y 大島郡周防大島町大字地家室牛ケ首南東端
- Z 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南端
- A' 愛媛県松山市二神島南西端
- B' 愛媛県松山市怒和島アカヅワ崎西端
- C' 岩国市柱島新宮鼻東端
- D' 愛媛県松山市二神島クヅレ岩鼻北西端
- E' 大島郡周防大島町大字伊保田松ケ鼻北東端
- F' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻北西端
- G' 広島県大竹市安芸白石灯標
- H' 愛媛県松山市竹の子島頂上
- I' 岩国市由宇町甲島頂上
- J' 広島県呉市倉橋町鹿島宮の口鼻南端
- K' 広島県大竹市玖波356高地
- L' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第2標石
- M' 広島県と山口県との小瀬川河口における境界第1標石
- N' 玖珂郡和木町大和橋の中央点
- O' 玖珂郡和木町大和橋の右岸下流端
- P' 柳井市伊保庄旧旭橋右岸下流端
- Q' 柳井市南浜3丁目旧旭橋左岸下流端
- R' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋右岸下流端
- S' 岩国市由宇町由宇川山陽本線鉄橋左岸下流端
- T' 岩国市門前川堰堤右岸下流端に設置した標識
- U' 岩国市門前川堰堤左岸下流端に設置した標識
- V' 岩国市今津川堰堤右岸下流端に設置した標識
- W' 岩国市今津川堰堤左岸下流端に設置した標識
- X' 柳井市阿月鍋割鼻に設置した標識
- Y' 柳井市阿月池の浦水窪東端
- 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点
- ロ EとFとを結んだ線の中央点
- ハ GからHを見通した線とIとJとを結んだ線との交点
- ニ GとLとを結んだ線とHとKとを結んだ線との交点
- ホ OとJとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点
- へ MとNとを結んだ線とPとQとを結んだ線との交点
- ト PとQとを結んだ線とRからSを見通した線との交点

チ GとLとを結んだ線とIとJとを結んだ線との交点
 リ GとLとを結んだ線とTからUを見通した線との交点
 ヌ RとVとを結んだ線とJとWとを結んだ線との交点
 ル RとVとを結んだ線とUとXとを結んだ線との交点
 フ UとXとを結んだ線とYとZとを結んだ線との交点
 ワ WとA' とを結んだ線の中央点
 カ JとB' とを結んだ線とC' とD' とを結んだ線との交点
 ヨ C' とD' とを結んだ線とE' とF' とを結んだ線との交点
 タ E' とF' とを結んだ線とG' とH' とを結んだ線との交点
 レ G' とH' とを結んだ線とI' とJ' とを結んだ線との交点
 ソ I' とK' とを結んだ線とM' からL' を見通した線との交点
 ツ X' から90度80メートルの点
 ネ Y' から90度80メートルの点

○整理番号6 さより刺し網

- (1) 同時に使用する漁具は1統とし、浮子方総延長は200メートル以下でなければならない。
- (2) 使用する漁具は、網目が15センチメートルにつき10節以上13節以下（ただし、三重網の外網にあつてはこの限りではない。）、網丈が1.2メートル以下でなければならない。
- (3) 日没から日の出までの間は操業してはならない。

○整理番号7 雑かご

- (1) 操業区域の制限
別記1（共第74号共同漁業権区域）以外の区域で操業してはならない。
- (2) 使用漁具の制限
 - ・かご数 使用するかご数は、150個以内でなければならない。
 - ・目合い 使用するかごの網地は一重とし、網目は15センチメートルにつき18節以下でなければならない。
ただし、かごの底網及び入口網については、この限りでない。
 - ・規格 使用するかごの大きさは、縦80センチメートル、横60センチメートル、高さ50センチメートル以内でなければならない。
- (3) 漁具標識の設置
使用するかご一連ごとに所属漁協（山口県漁協にあつては所属支店（支所））、氏名を明記した標識を設置しなければならない。
- (4) すでに免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

【別記1】（共第74号共同漁業権区域）

次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、Sの各点を順次結んだ線及びTとUとを結んだ線と最大高潮時海岸線と

によって囲まれた区域

基点A 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱

B 光市虹ヶ浜三丁目柱崎南端

C 光市徳山下松港（光港）埠頭防波堤基部

D 光市小水無瀬島北西端

E 光市大水無瀬島灯台基部

F 光市大字島田新日鐵住金株式会社埋立地南西角

G 光市徳山下松港光南防波堤灯台基部

H 光市光漁港（戸仲）戸仲南防波堤南東角

I 光市大字室積村フィッシングパーク光ひよこたん橋北西角

J 光市大字室積村杵崎西端

K 光市大字室積村亀岩南端

L 光市大字室積村赤崎南東端

M 光市周防牛島灯標

N 光市室積港灯台基部

O 光市大字室積村赤岩南端

P 光市大字室積村正木の鼻南端

Q 光市尾島北端

R 光市大字室積村三ツ石南端

S 光市大字室積村梶取岬南端

T 光市島田川千歳大橋右岸南角

U 光市島田川千歳大橋左岸南角

点イ Aから199度300メートルの点

ロ Bから180度300メートルの点

ハ Cから270度300メートルの点

ニ Dから270度300メートルの点

ホ Dから225度300メートルの点

へ Eから225度300メートルの点

ト Eから180度300メートルの点

チ EとIとを結んだ線上Eから300メートルの点

リ Fから180度300メートルの点

ヌ Gから180度300メートルの点

ル Hから180度300メートルの点

ヲ Iから0度300メートルの点

ワ IとEとを結んだ線上Iから300メートルの点

カ Jから270度300メートルの点

ヨ Kから180度300メートルの点

タ Lから180度300メートルの点
レ LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点
ソ NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点
ツ OとNとを結んだ線上Oから300メートルの点
ネ PとQとを結んだ線上Pから300メートルの点
ナ RとQとを結んだ線上Rから300メートルの点
ラ SとMとを結んだ線上Sから300メートルの点

○整理番号8 雑かご

(1) 操業区域の制限

別記1(共第112号)、別記2(共第113号)、別記3(共第114号)、別記4(共第115号)及び別記5(共第116号)の区域以外の区域で操業してはならない。

(2) 操業期間の制限

9月20日から10月20日までの間は、操業してはならない。

(3) 使用漁具の制限

- ・かご数 使用するかご数は、150個以内でなければならない。
- ・目合い 使用するかごの網地は一重とし、網目は15センチメートルにつき18節以下でなければならない。
ただし、かごの底網及び入口網については、この限りでない。
- ・規格 使用するかごの大きさは、縦80センチメートル、横60センチメートル、高さ50センチメートル以内でなければならない。

(4) 漁具標識の設置

使用するかご一連ごとに所属漁協(山口県漁協にあっては所属支店(支所))、氏名を明記した標識を設置しなければならない。

(5) すでに免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

【別記1】(共第112号共同漁業権区域)

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 基点A 岩国市保高島北端
B 広島県江田島市長島南端
C 岩国市保高島北西端
D 岩国市由宇町甲島頂上
E 岩国市中小島頂上
F 岩国市伊勢小島北端
G 岩国市端島南端
H 岩国市芋島西端
I 岩国市黒島南東端
J 岩国市柱島平崎南西端
K 岩国市端島光石鼻東端

- L 岩国市石小島頂上
- M 岩国市手島東端
- N 広島県呉市倉橋町西五番之碕灯標
- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点
- ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点
- ニ EとFとを結んだ線とGからHを見通した線との交点
- ホ GとIとを結んだ線上Gから300メートルの点
- へ GとJとを結んだ線上Gから300メートルの点
- ト KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点
- チ MとNとを結んだ線上Mから300メートルの点

【別記2】(共第113号共同漁業権区域)

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

- 基点A 岩国市小柱島明神神窪の鼻北西端
- B 岩国市手島東端
- C 岩国市石小島頂上
- D 岩国市中小島頂上
- E 岩国市端島南端
- F 岩国市柱島大崩の鼻西端
- G 岩国市柱島平崎南西端
- H 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上鼻北端
- I 岩国市続島州鼻北端
- J 岩国市福良島西端
- K 岩国市福良島南端
- L 大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻北東端
- M 愛媛県松山市津和地島苅藻鼻南西端
- N 岩国市続島東端
- O 岩国市柱島新宮鼻東端
- P 広島県呉市倉橋町横島南端
- Q 岩国市柱島柱島港(松田)沖側防波堤北端
- R 岩国市小柱島東端
- S 広島県呉市倉橋町西五番之碕灯標

- 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点
- ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点
- ハ CとEとを結んだ線とFとDとを結んだ線との交点
- ニ FとEとを結んだ線上Fから300メートルの点
- ホ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点

へ I と H とを結んだ線上 I から 300 メートルの点
ト J と H とを結んだ線上 J から 300 メートルの点
チ K と L とを結んだ線上 K から 300 メートルの点
リ K と M とを結んだ線上 K から 300 メートルの点
ヌ N から 90 度 300 メートルの点
ル O と P とを結んだ線上 O から 300 メートルの点
ヲ Q と P とを結んだ線上 Q から 300 メートルの点
ワ R と P とを結んだ線上 R から 300 メートルの点
カ R と S とを結んだ線上 R から 300 メートルの点

【別記 3】(共第 114 号共同漁業権区域)

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域点の位置

基点 A 岩国市伊勢小島北端

B 岩国市保高島北西端

C 岩国市由宇町由宇港由宇 1 号防波堤灯台基部

D 岩国市伊勢小島南端

E 大島郡周防大島町前島南端

F 岩国市鞍掛島東端

点イ A と B とを結んだ線上 A から 300 メートルの点

ロ A と C とを結んだ線上 A から 300 メートルの点

ハ D と E とを結んだ線上 D から 300 メートルの点

ニ D と F とを結んだ線上 D から 300 メートルの点

【別記 4】(共第 115 号共同漁業権区域)

次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域点の位置

基点 A 岩国市黒島北端

B 岩国市伊勢小島南端

C 岩国市黒島ヨモギの鼻西端

D 大島郡周防大島町前島南端

E 岩国市黒島南端

F 大島郡周防大島町大字久賀大崎鼻北端

G 岩国市黒島南東端

H 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上鼻北端

I 岩国市黒島荒神小島東端

J 岩国市端島南端

点イ A と B とを結んだ線上 A から 300 メートルの点

ロ C と D とを結んだ線上 C から 300 メートルの点

ハ E と F とを結んだ線上 E から 300 メートルの点

ニ G と H とを結んだ線上 G から 300 メートルの点

ホ I と J とを結んだ線上 I から 300 メートルの点

【別記 5】（共第 116 号共同漁業権区域）

次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点 A 岩国市鞍掛島北端

B 岩国市芋島西端

C 岩国市鞍掛島北西端

D 岩国市黒島南端

E 岩国市鞍掛島南端

F 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上鼻北端

G 岩国市鞍掛島東端

H 岩国市福良島南端

点イ A と B とを結んだ線上 A から 300 メートルの点

ロ C と D とを結んだ線上 C から 300 メートルの点

ハ E と F とを結んだ線上 E から 300 メートルの点

ニ G と H とを結んだ線上 G から 300 メートルの点

○整理番号 10 雑かご

- （１）使用するかごの数は、200 個以内でなければならない。
- （２）使用する漁具は、網地が一重で、網目は 15 センチメートルにつき 18 節以下でなければならない。ただし、かごの底網、入口網はこの限りではない。
- （３）使用するかごの大きさは、長さ 80 センチメートル以内、幅 80 センチメートル以内、高さ 50 センチメートル以内でなければならない。
- （４）操業にあたっては、使用する漁具一連ごとに所属支店（支所）、氏名を明記した標識を装着しなければならない。

○整理番号 11 雑かご

- （１）使用するかごの数は、200 個以内でなければならない。
- （２）使用する漁具は、網地が一重で、網目は 15 センチメートルにつき 18 節以下でなければならない。ただし、かごの底網、入口網はこの限りではない。
- （３）使用するかごの大きさは、長さ 80 センチメートル以内、幅 80 センチメートル以内、高さ 50 センチメートル以内でなければならない。
- （４）操業にあたっては、使用する漁具一連ごとに所属支店（支所）、氏名を明記した標識を装着しなければならない。